

# 一般社団法人秋田県建築士事務所協会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、一般社団法人秋田県建築士事務所協会（以下「本会」という。）と称する。

### (事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を秋田県秋田市に置く。

2 本会は、理事会の決議により、支部を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 本会は、建築士事務所の業務の適正な運営と健全な発展及び建築士事務所の開設者に設計等を委託する建築主の利益の保護を図り、もって建築文化の向上と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (規律)

第4条 本会は、法定団体としての理念に基づき、事業を公正かつ適正に運営し、前条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

### (事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。

- 一 建築士法に基づく、建築士事務所の業務に係る、契約内容の適正化、その他建築主の利益の保護を図るために必要な建築士事務所の開設者に対して行う指導、勧告、その他の業務
- 二 建築士法に基づく、建築士事務所の業務に対する建築主その他の関係者からの苦情を解決する業務
- 三 建築士法に基づく、建築士事務所の開設者に対する業務の運営に関する研修及び建築士事務所に所属する建築士に対する設計等の業務に関する研修業務
- 四 建築士事務所の業務の適正な運営及び建築士事務所に設計等を委託する建築主の利益保護に関する調査・研究・広報業務
- 五 建築士法に基づく登録講習機関からの受託業務
- 六 官公庁への建議及び内外の関係諸団体との協力
- 七 事故又は災害を防止、人命及び財産の安全を確保することを目的とした官公庁等からの受託業務
- 八 各号の事業に関する図書、印刷物並びに会誌等の刊行及び頒布
- 九 建築士法に基づき、秋田県知事から指定を受けて行う建築士事務所の登録及び閲覧事務
- 十 秋田県知事から指定を受けて行う開設者・管理建築士ための建築士事務所の管理研修会の開催
- 十一 その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、秋田県において行うものとする。

## 第3章 会員

### (本会の構成員)

第6条 本会の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号、以下「法人法」という。）上の社員とする。

- 一 正会員 建築士法に基づき秋田県知事又は秋田県知事から指定を受けた指定事務所登録機関の登録を受けた建築士事務所の開設者
  - 二 協力会員 本会の目的及び事業に協力し、正会員と業務上協力関係にある個人又は団体
  - 三 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、開設者がその建築士事務所に所属する者の中から正会員の権利及び義務について委任することができる。

#### (会員の資格の取得)

- 第7条 正会員及び協力会員並びに賛助会員（以下「会員」という。）として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込みしなければならない。
- 2 入会は、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。
  - 3 第1項に規定する入会申込みがあったときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき不当な条件を付してはならない。

#### (入会金及び会費)

- 第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
- 2 協力会員及び賛助会員は、総会において別に定める協力会費及び賛助会費を納入しなければならない。
  - 3 入会は、入会金を納めたときより効力を生じる。

#### (任意退会)

- 第9条 会員は、理事会が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、第11条第1項各号の規定に該当するおそれがある場合は、理事会の承認を得なければ退会できない。

#### (会員資格の喪失)

- 第10条 会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。
- 一 退会したとき。
  - 二 正当な理由なく、会費を2年以上納入しないとき。
  - 三 当該会員が死亡又は廃業、解散したとき。
  - 四 建築士事務所の登録を取り消されたとき。
  - 五 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
  - 六 除名されたとき
  - 七 総正会員が同意したとき。

#### (除名)

- 第11条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、総会において総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上の多数をもって除名することができる。この場合その会員に対し、総会の1週間前までに理由を付して除名する旨の通知をなし、総会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。
- 一 本会の定款又は規則に違反したとき。
  - 二 理事会が別に定める「倫理規定」に違反する行為等により本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
  - 三 その他正当な事由があるとき。
- 2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

#### (懲戒)

第12条 会員が、理事会が別に定める「懲戒規定」の懲戒事由に該当する行為をしたときは、理事会の決議を経て懲戒することができる。

#### (会員の責務)

- 第13条 会員は、名称、所在地、開設者及び管理建築士等、本会に届け出た事項に変更が生じたときは、速やかに届け出なければならない。
- 2 第5条第1項第二号に掲げる事業に関して、文書若しくは口答による説明又は資料の提出を求められた会員は、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。
- 3 会員は、この定款及び「倫理規定」に定める理念と規範に則って行動し、本会が目的達成のため実施する事業に積極的に参加するよう努めなければならない。

#### (会員資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第14条 会員が第10条の規定により資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
- 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

## 第4章 総会

#### (種別)

- 第15条 本会の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。
- 2 前項の総会をもって法人法に定める社員総会とする。

#### (構成)

- 第16条 総会は、正会員をもって構成する。
- 2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

#### (権限)

- 第17条 総会は、次の事項を決議する。
- 一 会員の除名
  - 二 役員を選任及び解任
  - 三 役員等の報酬等の額又はその規定
  - 四 各事業年度の事業報告及び貸借対照表並びに損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
  - 五 定款の変更
  - 六 入会金の基準並びに会費及び入会金の金額
  - 七 解散及び残余財産の処分
  - 八 合併、事業の全部の譲渡
  - 九 理事会において総会に付議した事項
  - 十 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款の定める事項
- 2 前項にかかわらず、個々の総会においては、第19条第2項第4号の書面に記載した目的及び審議事項以外は、決議することができない。

#### (開催)

- 第18条 定時総会は、事業年度終了後3箇月以内に1回開催する。
- 2 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- 一 理事が必要と認め、理事会に招集の請求をしたとき。
- 二 議決権の5分の1以上を有する正会員から、会長に対し会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- 三 前号の請求をした正会員は、次の場合は、裁判所の許可を得て、総会を招集することができる。
  - イ 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合
  - ロ 請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする招集の通知が発せられない場合

### (招集)

第19条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 前項の理事会の決議を要する事案は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 総会の日時及び場所
  - 二 総会の目的事項
  - 三 総会に出席しない会員が書面によって議決権を行使することができることとするとき、その旨
  - 四 総会を招集するときは、会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、開催の1週間前までに通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までにこれを通知しなければならない。
- 3 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

### (議長)

第20条 総会の議長は、その総会の出席正会員の中から選出する。

### (定足数)

第21条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

### (決議)

第22条 総会の決議は、法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって決する。

### (書面表決)

第23条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、総会日時の直前の業務時間の終了時まで書面又は電磁的記録をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

### (議事録)

第24条 総会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項を含む議事録を書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

- 一 日時及び場所
- 二 正会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
- 三 総会に出席した理事、監事の氏名
- 四 審議事項及び議決事項
- 五 議事の経過の概要及びその結果

- 六 総会の議長及び議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
  - 七 その他法令で定める事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選出された議事録署名人2名以上が、記名押印しなければならない。

## 第5章 役員

### (種類及び定数)

第25条 本会に、次の役員を置く。

理事 8名以上18名以内

監事 3名以内

- 2 理事のうち1名を会長、3名を副会長とし、専務理事1名を置くことができる。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

### (役員を選任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 理事及び監事は相互に兼ねることはできない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等以内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

### (理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより職務を執行する。

- 2 会長は、法人法上の代表理事とし、専務理事は業務執行理事として本会の業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を執行する。
- 5 会長及び専務理事は毎事業年毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事はいつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる

### (役員任期)

第29条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補充により選任された役員任期は前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、第25条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期が満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

### (役員解任)

第30条 役員は、総会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数をもって解任することができる。

#### (報酬等)

第31条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員には、報酬を支給することができる。その額については、別に定める役員等の報酬規程による。

2 前項に関して必要な事項は、総会の決議により定める。

3 役員にはその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

#### (名誉会長等)

第32条 本会に、名誉会長、顧問及び相談役（以下「名誉会長等」という。）を置くことができる。

2 名誉会長等は、理事会の決議により会長が委嘱する。

3 名誉会長等の任期及び報酬等については、第29条第1項及び第31条第3項の規定をそれぞれ準用する。

4 名誉会長等は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

## 第6章 理事会

#### (理事会の構成)

第33条 本会に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

#### (理事会の権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 会長、副会長、専務理事の選任及び解職
- 二 理事の職務執行の監督
- 三 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- 四 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- 五 前各号に定めるもののほか本会の業務執行に関する事項

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することはできない。

- 一 重要な財産の処分及び譲受け
- 二 多額の借財
- 三 重要な使用人の選任及び解任
- 四 重要な組織の設置、変更及び廃止
- 五 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備）

#### (理事会の招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び監事に対し通知しなければならない。

#### (理事会の議長)

第36条 理事会の議長は、会長又は副会長がこれに当たる。

#### (理事会の定足数)

第37条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

#### (理事会の決議)

第38条 理事会の議事は、この定款に別段に定めがあるもののほか、決議に加わることができる理事の半数以上であって、理事の議決権の半数以上の多数をもって決する。

#### (理事会の決議の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可否する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

#### (理事会の報告の省略)

第40条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第27条第6項に規定による報告には適用しない。

#### (理事会の議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

#### (事業年度)

第42条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### (事業計画及び収支予算)

第43条 本会の事業計画書及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て直近の総会に報告しなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

4 第1項の書類について本会の事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

#### (事業報告及び決算)

第44条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得たうえで、定時総会の承認を得るものとする。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の付属明細書
- 三 公益目的支出計画実施報告書
- 四 貸借対照表
- 五 損益計算書（正味財産増減計算書）
- 六 貸借対照表及び損益計算書の付属明細書
- 七 財産目録

2 第1項の書類のほか、監査報告を本会の事務所に5年間備え置くものとする。

#### (会計原則)

第45条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣例に従うものとする。

## 第8章 定款の変更、解散等

### (定款の変更)

第46条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数をもって、変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、第3条、第5条第1項第一号から第三号、第6条第1項第一号及び第7条第3項の定めは、建築士法第27条の2及び第27条の3の改正がない限りこれを変更することができない。

### (解散)

第47条 本会は、法人法第148条第一号、第二号及び第四号から第七号に規定する事由によるほか、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数をもって、解散することができる。

### (残余財産の帰属等)

第48条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第9章 委員会

### (委員会)

第49条 本会の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、会長が選任し、理事会の承認を得るものとする。

3 委員会の種類、任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### (支部)

第50条 支部の組織運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第10章 事務局

### (設置等)

第51条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任命する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

## 11章 情報公開及び個人情報の保護

### (情報公開)

第52条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、法令の定めによるものとする。



### (個人情報の保護)

第53条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報に関する必要な事項は、法令の定めによるものとする。

## 第12章 公告

### (公告)

第54条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第13章 補足

### (委任)

第55条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議より別に定める。

## 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 本会の最初の代表理事は、渡邊淳悦とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

### (施行期日)

1 この定款は、認可の日から施行する。

この定款は平成25年 4月 1日から施行する。

1 この定款は平成26年 5月22日から施行する。

1 この定款は平成30年 5月24日から施行する。